

監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により監査結果を公表する。

令和2年 1月 7日

東員町監査委員 近藤 貢

東員町監査委員 山本 陽一郎

- 1 監査実施日
令和元年11月21日（木）
- 2 監査の実施個所
長寿福祉課
- 3 監査の対象
高齢者生きがいづくり推進事業補助金（シルバー人材センター補助金）
- 4 監査の範囲
平成30年度に東員町が交付した補助金に係る出納、その他の事務の執行状況。
- 5 監査の方法
補助金出納事務について、適正に執行されているか関係書類等を審査するとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。
- 6 監査の結果等
関係書類の審査、担当課職員からの説明徴取等により監査を実施した結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って運用され、適切に執行されていると認められた。

今後も前例踏襲にとらわれず、時代に沿った取り組みに努められたい。

7 その他

今監査において、東員町シルバー人材センターの会計を確認することができた。その中で、補助金交付の根拠となる法令名等が決裁文書で確認することができなかつたため、今後は、その執行する事務の根拠を決裁文書において明確にされたい。